

新型コロナウイルス感染症検査(PCR検査)の保険適用について

厚生労働省は3月6日(金)から新型コロナウイルス感染症検査(PCR検査)を公的医療保険の適用対象としました。今後は医師が感染を疑い、検査が必要と判断した場合は保健所を通さずに検査が可能となります。PCR検査費用については、自己負担分が公費で支払われるため、窓口での自己負担はありません。

現時点では院内感染の防止や検査体制の整備のため、市内の医療機関で検査を受けることができない状況です。

症状があり心配な人は「帰国者・接触者相談センター(電話 82-1224)」へ相談後、指示された医療機関を受診してください。

Q1. 検査が保険適用になると何が変わりますか？

A1. これまでは帰国者・接触者外来等の医師が検査の必要性を判断した場合、保健所に相談した上で検査機関に依頼していましたが、今後は帰国者・接触者外来等の医師が保健所を通さずに直接検査機関に依頼することができるようになります。

Q2. どんな人が検査の対象になりますか？

A2. 発熱、咳等の風邪症状や強いだるさ、息苦しさがあり「帰国者・接触者外来等」を受診した人で、医師が新型コロナウイルス感染症を疑う場合に検査の対象になります。

Q3. どこで検査が受けられますか？

A3. 現時点では、帰国者・接触者外来および帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として県が認めた医療機関で受けられます。

Q4. 検査費用はどのくらいかかりますか？

A4. PCR検査にかかる自己負担分は全額公費で支払われるため、窓口での自己負担はありません。

ただし、診察やその他の検査等には自己負担が発生する場合があります。

Q5. 帰国者・接触者外来以外では対応してもらえないのですか？

A5. 身近な医療機関に検査を希望する人が殺到すると、待合室等で感染を拡大してしまう恐れがあります。

院内感染を防止するため、検査は設備の整った医療機関で行います。

自己判断で、直接医療機関を受診しないことが大切です。

まずは「帰国者・接触者相談センター」へご相談ください。

「帰国者・接触者相談センター」

平日 8:30~17:15 0550-82-1224

上記を除く 24時間 090-3309-6707